

令和4年度 北浜小いじめ防止基本方針

出雲市立北浜小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせるおそれがある。このような行為を絶対に許すことはできない。

本校では、すべての教職員が「いじめはどの学校でもどの学級でもどの児童にも起こりうるものである」との認識をもち、すべての児童に「いじめのない明るく楽しい学校生活」を保障するために、「北浜小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（『いじめ防止対策推進法』第2条）

1 基本的な考え方

- (1) 児童の一番の理解者である教職員は、いじめを見抜く力といじめにつながる行為、言動を見極める人権感覚と「いじめではないか」と疑い率先して動く行動力を身につける。
- (2) いじめの未然防止のための具体策を講じる。
- (3) いじめの早期発見・解決のため、教職員の感性とスキルを磨き組織力を高める。
- (4) 学校と家庭、地域、関係機関が連携しいじめを防止する。

2 具体的な取組

(1)組織的な取組

- ・児童の日常の様子の確認（いじめが確認された場合は状況把握、分析、対応の体制整備、取組）
- ・いじめの未然防止のための具体策の状況確認
- ・いじめ防止に関する教職員研修

(2)いじめの未然防止のための具体策(学校経営計画より)

～人権教育を全教育活動の基底に据えた教育課程の創造～

学校教育目標：自立し 心あたたかく 人と共に生きる子供の育成

〔自立し〕児童が自分で考え行動する。他の人から言われなくてもやるべきことは自分でやる。

〔心あたたかく〕多様な他者を認める。周りの人に挨拶や声かけをする。人や物を大切にする。

〔人と共に〕集団としての生活を意識する。きまりを守る。言葉遣いに気をつける。校風を創る。

めざすきたはまっ子

1 考える子

- (1) 主体的に学ぶ授業づくり (2) 基礎学力の定着と活用 (3) ふるさと北浜のよさを感じる活動

2 思いやりのある子

- (1) 魅力のある学級・学校づくり (2) 自己肯定感を育む縦割班活動 (3) 規範を尊重した人間関係づくり

3 ねばり強い子

- (1) 強い心を育む体づくり (2) 望ましい生活習慣の確立 (3) 勤労・生産の喜びを感じる活動

(3)いじめの早期発見・解決のための取組

- ・アンケートQU（5月、11月）・アンケートQU分析
- ・教育相談・教育相談アンケート（6月、11月、2月）
- ・いじめに関するアンケート（保護者）（6月、11月）
- ・個人懇談（7月、12月）
- ・いじめ相談窓口の周知（児童）

・「北浜の子どもを語る会」(全教職員、学期に1回)

【いじめ問題対策委員会】構成員:校長、教頭、いじめ対応Co. 教務主任、関係教職員

【いじめ相談窓口】校長、教頭、いじめ対応Co.、養護教諭

(4)家庭や地域、関係機関との連携

P T Aや児童クラブ、スポーツ少年団、民生委員・民生児童委員、主任児童委員等から情報を得たり、地域学校運営理事会を活用したりするなど連携体制づくりを促進する。

3 いじめに対する早期対応

(1)いじめに対する措置

○いじめの情報を得た場合、速やかに管理職に報告し事実を正確に確認する。【初動メモ】(①②)

○いじめが確認された場合は【いじめ問題対策委員会】を開き協議する。(③)

○全教職員で情報を共有し指導を共通理解する。(④)

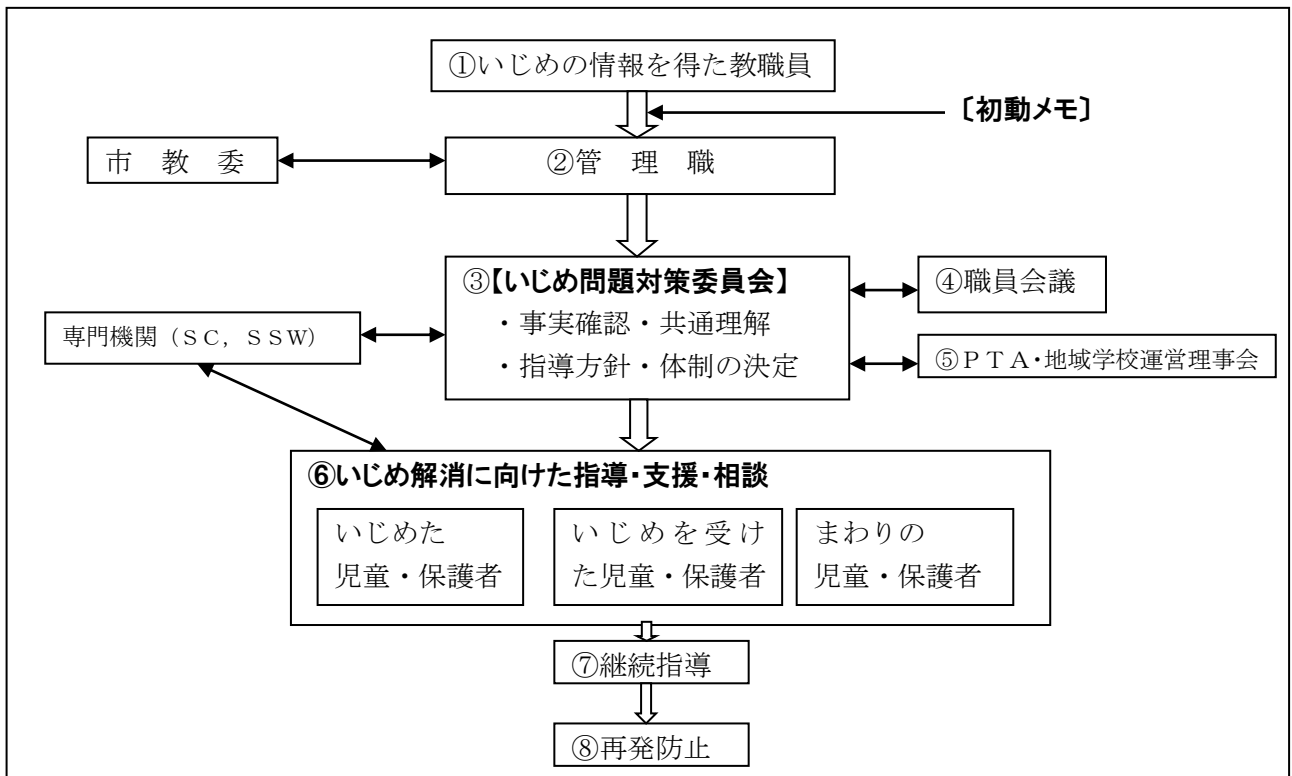
○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。(⑤)

○いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言、まわりにいた児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。(⑥)

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。(⑦)

○必要に応じて教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

○管理職が指導の状況を確認し(1か月後、3か月後、その後)再発防止を徹底する。(⑧)



※いじめが「解消している」状態

○いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること

少なくとも3か月。ただし、必要と判断される場合はより長期の期間を設定する。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(2)重大事態への対応

重大事態の定義

- 「生命心身財産重大事態」いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。（『いじめ防止対策推進法』第28条）
- 「不登校重大事態」いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。（『いじめ防止対策推進法』第28条）
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

- 管理職は重大事態が発生した旨を市教委に速やかに報告する。（①）
- 市教委と協議し【いじめ問題緊急対策委員会】を開催して、当該事案に対処する組織【専門調査組織】を設置する。（②③）
- 調査結果をふまえていじめをした児童・保護者、いじめを受けた児童・保護者、全児童・保護者に適切な措置・対応をとる。（④）
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。（⑤）
- 管理職が指導の状況を確認し（1か月後、3か月後、その後）再発防止を徹底する。（⑥）

